

デジタル庁
令第十号
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部改正）
第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(写真の表示等により個人番号提供者を確認できる書類)

(写真の表示等により個人番号提供者を確認できる書類)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(以下「令」という。)第十二条第一項第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

第一条 「同上」

「一 略」

「一 同上」

二 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所(以下「個人識別事項」という。)が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」という。)第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下同じ。)が適当と認めるもの

二 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所(以下「個人識別事項」という。)が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

(個人番号の提供を行う者が国外転出者である場合の本人確認の措置)

第一条の二 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)は、個人番号の提供を行う者が国外転出者(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。)である者である場合には、令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

〔新設〕

一 法第十四条第二項の規定により地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)から個人番号の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報(同項に規定する機構保存本人確認情報をいう。次条第一項第一号及び第九条第五項第一号において同じ。)に記載されている個人番号及び機構保存附票本人確認情報(法第十四条第二項に規定する機構保存附票本人確認情報をいう。第九条第五項第一号において同じ。)の提供を受けること(個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。)

二 都道府県知事保存本人確認情報(住民基本台帳法第三十条の六第四項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。)に記載されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び都道府県知事保存附票本人確認情報(同法第三十条の四十一第四項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報をいう。以下同じ。)に記載されている当該者の氏名及び出生の年月日を確認すること(当該都道府県知事保存本人確認情報及び当該都道府県知事保存附票本人確認情報を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合に限る。)

三 住民基本台帳法第三十条の十五第二項の規定により都道府県知事から個人番号の提供を行う者に係る都道府県知事保存本人確認情報に記載されている個人番号の提供を受けるとともに、同法第三十条の四十四の六第二項の規定により都道府県知事から当該者に係る都道府県知事保存附票本人確認情報の提供を受けること(当該都道府県知事以外の当該都道府県の執

行)に代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

行機関が個人番号の提供を受ける場合に限る。〕。

四 提供を受ける個人番号並びに当該個人番号に係る氏名及び出生の年月日について、過去に本人若しくはその代理人若しくは法第十四条第二項の規定により機構からその提供を受け、又は都道府県知事保存本人確認情報に記録されている当該個人番号及び都道府県知事保存附票本人確認情報に記録されている当該氏名及び出生の年月日を確認して特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号並びに氏名及び出生の年月日を確認すること。

五 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（個人番号の提供を行う者の個人番号並びに氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）の提示を受けること。

2 個人番号利用事務等実施者は、個人番号の提供を行う者が国外転出者である者である場合には、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、次に掲げるいずれかの書類（個人番号の提供を行う者の戸籍の附票に記載された氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）の提示を受けなければならない。

一 前条第一号に掲げるいずれかの書類

二 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該氏名及び出生の年月日により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

（住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）

第二条 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合（個人番号の提供を行う者が国外転出者である場合を除く。）には、これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

一 法第十四条第二項の規定により機構から個人番号の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けること（個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

二 都道府県知事保存本人確認情報に記録されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項を確認すること（当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

〔三〇六 略〕

2 税務署長は、次の各号に掲げるときは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十九条又は消費税法（昭和六十三年法律第八十号）第九条第四項若しくは第五十七条第一項（同項第一号に係る部分に限る。）に規定する届出書の提出において、過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じている者について、前項第一号に掲げる措置（国外転出者にあつては、前条第一項第一号に掲げる措置。第四項及び第六項において同じ。）をとることににより令

行機関が個人番号の提供を受ける場合に限る。〕。

四 提供を受ける個人番号並びに当該個人番号に係る氏名及び出生の年月日について、過去に本人若しくはその代理人若しくは法第十四条第二項の規定により機構からその提供を受け、又は都道府県知事保存本人確認情報に記録されている当該個人番号及び都道府県知事保存附票本人確認情報に記録されている当該氏名及び出生の年月日を確認して特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号並びに氏名及び出生の年月日を確認すること。

五 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（個人番号の提供を行う者の個人番号並びに氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）の提示を受けること。

2 個人番号利用事務等実施者は、個人番号の提供を行う者が国外転出者である者である場合には、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、次に掲げるいずれかの書類（個人番号の提供を行う者の戸籍の附票に記載された氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）の提示を受けなければならない。

一 前条第一号に掲げるいずれかの書類

二 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該氏名及び出生の年月日により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

（住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）

第二条 個人番号利用事務等実施者又は個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第十四条第二項の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から個人番号の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報（同項に規定する機構保存本人確認情報をいう。第九条第五項第一号において同じ。）の提供を受けること（個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

二 都道府県知事保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）に記録されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項を確認すること（当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

〔三〇六 同上〕

2 税務署長は、次の各号に掲げるときは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十九条又は消費税法（昭和六十三年法律第八十号）第九条第四項若しくは第五十七条第一項（同項第一号に係る部分に限る。）に規定する届出書の提出において、過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じている者について、前項第一号に掲げる措置をとることににより令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることに代えることができる。

第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることができる。

【一・二 略】

3 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第二号又は前条第二項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上の書類（個人番号の提供を行う者の個人識別事項（国外転出者にあつては、氏名及び出生の年月日。以下同じ。）の記載があるものに限る。）の提示を受けなければならない。

【一・二 略】

4 個人番号利用事務実施者である財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）（法令の規定により法別表二十四の項、二十五の項、三十六の項、五十七の項又は百三十三の項の下欄に掲げる事務（以下この項及び第九条第二項において「租税に関する事務」という。）の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下この項及び第九条第二項において「財務大臣等」という。）は、租税に関する事務の処理に関して個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとることにより当該提供を行う者が令第十二条第一項第一号に掲げる書類（当該提供を行う者が国外転出者である場合にあつては、住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し。第六項及び第九条第四項において同じ。）に記載されている個人識別事項又は第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること）を確認することをもって、前項の規定による書類の提示を受けることができる。

【一・五 略】

5 個人番号利用事務等実施者は、本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合（国外転出者にあつては、提供を受ける個人番号並びに当該個人番号に係る氏名及び出生の年月日について、過去に本人若しくはその代理人若しくは法第十四条第二項の規定により機構からその提供を受け、又は都道府県知事保存本人確認情報に記録されている当該個人番号並びに都道府県知事保存附票本人確認情報に記録されている当該氏名及び出生の年月日を確認して特定個人情報ファイルを作成している場合。第九条第三項及び第五項第五号において同じ。）であつて、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（第九条第三項において「個人番号利用事務等」という。）を処理するに当たつて当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号その他の事項を確認するため電話により本人から個人番号の提供を受けるときは、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告を受けることにより、当該提供を行う者が当該特定個人情報ファイルに記録されている者と同一の者であることを確認しなければならない。

【6 略】

（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第三条 個人番号利用事務等実施者は、その使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

【一 略】

【一・二 同上】

3 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上の書類（個人番号の提供を行う者の個人識別事項の記載があるものに限る。）の提示を受けなければならない。

【一・二 同上】

4 個人番号利用事務実施者である財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）（法令の規定により法別表第一の十六の項、十七の項、二十三の項、三十八の項又は九十九の項の下欄に掲げる事務（以下この項及び第九条第二項において「租税に関する事務」という。）の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下この項及び第九条第二項において「財務大臣等」という。）は、租税に関する事務の処理に関して個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとることにより当該提供を行う者が令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することをもって、前項の規定による書類の提示を受けることに代えることができる。

【一・五 同上】

5 個人番号利用事務等実施者は、本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であつて、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（第九条第三項において「個人番号利用事務等」という。）を処理するに当たつて当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号その他の事項を確認するため電話により本人から個人番号の提供を受けるときは、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告を受けることにより、当該提供を行う者が当該特定個人情報ファイルに記録されている者と同一の者であることを確認しなければならない。

【6 同上】

（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第三条 【同上】

【一 同上】

二 次のイ又はロに掲げる措置及びハ又はニに掲げる措置をとること。

イ 前条第一項第一号から第五号まで（国外輸出者にあつては、第一条の二第一号から第四号まで）に掲げるいずれかの措置

〔ロ（二）略〕

（交付市町村長等が個人番号カードの交付又は引渡しを行う場合の本人確認書類）

第四条 令第十三条の二第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一 次に掲げるいずれかの措置その他法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長又は同条第二項若しくは第三項の規定により交付市町村長に代わつて同条第一項第二号の措置をとる領事官若しくは市町村長（以下「交付市町村長等」という。）が適当と認める措置をとる場合には、第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（以下「一時庇護許可書」という。）若しくは同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書（以下「仮滞在許可書」という。）のうち交付市町村長等が適当と認めるもの

〔イ・ロ 略〕

ハ 個人番号カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項その他の交付市町村長等が適当と認める事項の申告を受けること。

二 前号の措置をとることが困難であると認められる場合には、第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち交付市町村長等が適当と認める二以上の書類

三 前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類（ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この号及び第五号イにおいて同じ。）の映像面であつて、交付市町村長等が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めるとその他の交付市町村長等が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下「映像面」という。）の提示を受けた場合にあつては、イに掲げる書類）

イ 第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち交付市町村長等が適当と認めるもの

ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、交付市町村長等が適当と認めるもの（交付申請者に係る住民票（国外輸出者にあつては、戸籍の附票）に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

四 前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他交付市町村長等が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書（次号及び第十三条において単に「回答書」という。）（交付市町村長等がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取

二 「同上」

イ 前条第一項第一号から第五号までに掲げるいずれかの措置

〔ロ（二）同上〕

（市町村長が個人番号カードを交付する場合の本人確認の措置）

第四条 「同上」

一 次に掲げるいずれかの措置その他法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長（以下この条において単に「市町村長」という。）が適当と認める措置をとる場合には、第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（以下「一時庇護許可書」という。）若しくは同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書（以下「仮滞在許可書」という。）のうち市町村長が適当と認めるもの

〔イ・ロ 同上〕

ハ 個人番号カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項その他の市町村長が適当と認める事項の申告を受けること。

二 前号の措置をとることが困難であると認められる場合には、第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち市町村長が適当と認める二以上の書類

三 前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類（ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この号及び第五号イにおいて同じ。）の映像面であつて、市町村長が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めるとその他の市町村長が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下「映像面」という。）の提示を受けた場合にあつては、イに掲げる書類）

イ 第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち市町村長が適当と認めるもの

ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、市町村長が適当と認めるもの（交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

四 前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書（次号及び第十三条において単に「回答書」という。）（市町村長がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて

扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。次号及び第十三条において同じ。）及び次に掲げるいずれかの書類（映像面の提示を受けた場合にあっては回答書及び前号口に掲げる書類）

「イ 略」

ロ イに掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、交付市町村長等が適当と認める二以上の書類（交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

五 前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であつて、次に掲げる措置をとるときは、回答書及び第三号口に掲げる書類（映像面の提示を受けた場合にあっては、回答書）

イ 次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面（交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が法第十七条第一項第二号に掲げる措置をとる日前三月以内であるものに限る。）の提示を受けること。

〔1〕(3) 略〕

ロ 交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項その他の交付市町村長等が適当と認める事項の申告を受けること。

第五条 削除

（代理人である個人番号提供者を確認できる書類等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）

第九条 「略」

〔2〕4 略〕

5 個人番号利用事務等実施者は、本人が国外転出者である場合又は令第十二条第三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

一 法第十四条第二項の規定により機構から本人に係る機構保存本人確認情報（国外転出者にあつては、本人に係る機構保存本人確認情報に記録されている個人番号及び機構保存附票本人確認情報）の提供を受けること（個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合

転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。次号及び第十三条において同じ。）及び次に掲げるいずれかの書類（映像面の提示を受けた場合にあっては回答書及び前号口に掲げる書類）

「イ 同上」

ロ イに掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、市町村長が適当と認める二以上の書類（交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

五 「同上」

イ 次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面（交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が令第十三条の第二号の主務省令で定める書類の提示を受ける措置をとる日前三月以内であるものに限る。）の提示を受けること。

〔1〕(3) 同上〕

ロ 交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項その他の市町村長が適当と認める事項の申告を受けること。

（住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出する場合の本人確認の措置）

第五条 令第十三条第二項の規定により交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）以外の市町村長を経由して同条第一項に規定する交付申請書を提出した場合において、同条第四項ただし書の規定により個人番号カードを交付する住所地市町村長は、交付申請者から前条各号に掲げるいずれかの書類の提示を受けた旨を記載した書面及び同条各号に掲げるいずれかの書類の写しの提供を当該住所地市町村長以外の市町村長から受けるものとする。

（代理人である個人番号提供者を確認できる書類等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）

第九条 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

一 法第十四条第二項の規定により機構から本人に係る機構保存本人確認情報の提供を受けること（個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

に限る。)

二 都道府県知事保存本人確認情報に記録されている本人の個人番号及び個人識別事項(国外転出者にあつては、都道府県知事保存本人確認情報に記録されている当該個人番号及び都道府県知事保存附票本人確認情報に記録されている当該個人識別事項)を確認すること(当該都道府県知事保存本人確認情報(国外転出者にあつては、当該都道府県知事保存本人確認情報及び当該都道府県知事保存附票本人確認情報)を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合に限る。)

三 住民基本台帳法第三十条の十五第二項の規定により都道府県知事から本人に係る都道府県知事保存本人確認情報の提供を受けること(国外転出者にあつては、本人に係る都道府県知事保存本人確認情報に記録されている個人番号の提供を受けるとともに、同法第三十条の四十四の六第二項の規定により都道府県知事から当該者に係る都道府県知事保存附票本人確認情報の提供を受けること。)(当該都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関が個人番号の提供を受ける場合に限る。)

〔四〇六 略〕

〔6 略〕

(書面の送付により個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第十一条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号が記載された書面の送付により個人番号の提供を受ける場合には、法第十六条、令第十二条第一項若しくは第二項又は第一条の二第一項(第五号に係る部分に限る。)(若しくは第二項、第二項又は第六号に係る部分に限る。)、第三項若しくは第四項、第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項若しくは第五項第六号の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

2 第一条の二第一項及び第二条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第一条の二第二項、第二条第三項及び第四項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第一項及び第二項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第五項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

(個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置)

第十二条 令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書(令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。)(の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第一条、第二条第一項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。))及び第三項(第二号を除く。)、第三条(第二号口を除く。))並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第一条第一号中「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書(令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。)(の提出を受ける市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))が適当と認めるもの」と、同条第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請

二 都道府県知事保存本人確認情報に記録されている本人の個人番号及び個人識別事項を確認すること(当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合に限る。)

三 住民基本台帳法第三十条の十五第二項の規定により都道府県知事から本人に係る都道府県知事保存本人確認情報の提供を受けること(当該都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関が個人番号の提供を受ける場合に限る。)

〔四〇六 同上〕

〔6 同上〕

(書面の送付により個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第十一条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号が記載された書面の送付により個人番号の提供を受ける場合には、法第十六条、令第十二条第一項若しくは第二項又は第二条第一項(第六号に係る部分に限る。)(第三項若しくは第四項、第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項若しくは第五項第六号の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

2 第二条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二条第三項及び第四項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第一項及び第二項の規定は前項の規定による令第十二条第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第五項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

(個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置)

第十二条 令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書(令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。)(の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第一条、第二条第一項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。))及び第三項(第二号を除く。)、第三条(第二号口を除く。))並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第一条第一号中「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書(令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。)(の提出を受ける市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))が適当と認めるもの」と、同条第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請

求書の提出を受ける市町村長」と、第二条第三項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同項第一号中「特別児童扶養手当証書」とあるのは「特別児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者が」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が」と、第三条第二号イ中「前条第一項第一号から第五号まで（国外転出者にあつては、第一条の二第一号から第四号まで）」に掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第一項第四号に掲げる」と、同号ニ中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と読み替えるものとする。

〔2〕4 略〕

（交付申請者の代理人から提示を受ける書類）

第十三条 令第十三条第五項後段の主務省令で定める書類は、回答書とする。ただし、交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、交付市町村長等が必要と認める場合に限るものとする。

（代理人から提示を受ける交付申請者の個人識別事項の記載等がされた書類）

第十六条 令第十三条第五項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類のうち二以上の書類とする。ただし、当該書類には、第一号に掲げる一以上の書類を含むものとする。

一 第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち交付市町村長等が適当と認めるもの

二 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて交付市町村長等が適当と認めるもの（交付申請者の個人識別事項が記載され、及び交付申請者の写真が表示されたものに限る。）

2 交付市町村長等は、前項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類の提示を受けるとする。

〔一 略〕

二 第二条第三項第一号に掲げる書類その他の交付市町村長等が適当と認める書類（交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。）

3 交付市町村長等は、前二項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類の提示を受けるとする。

〔一 略〕

二 第二条第三項第一号に掲げる書類その他の交付市町村長等が適当と認める二以上の書類（交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。）

（訳文の添付）

第十七条 〔略〕

2 前項の規定は、交付市町村長等が交付申請者から提示を受けるとされている書類について

求書の提出を受ける市町村長」と、第二条第三項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同項第一号中「特別児童扶養手当証書」とあるのは「特別児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者が」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が」と、第三条第二号イ中「前条第一項第一号から第五号まで」に掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第一項第四号に掲げる」と、同号ニ中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と読み替えるものとする。

〔2〕4 同上〕

（交付申請者の代理人から提示を受ける書類）

第十三条 令第十三条第五項後段の主務省令で定める書類は、回答書とする。ただし、交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、住所地市町村長が必要と認める場合に限るものとする。

（代理人から提示を受ける交付申請者の個人識別事項の記載等がされた書類）

第十六条 〔同上〕

一 第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち住所地市町村長が適当と認めるもの

二 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて住所地市町村長が適当と認めるもの（交付申請者の個人識別事項が記載され、及び交付申請者の写真が表示されたものに限る。）

2 住所地市町村長は、前項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類の提示を受けるとする。

〔一 同上〕

二 第二条第三項第一号に掲げる書類その他の住所地市町村長が適当と認める書類（交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。）

3 住所地市町村長は、前二項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類の提示を受けるとする。

〔一 同上〕

二 第二条第三項第一号に掲げる書類その他の住所地市町村長が適当と認める二以上の書類（交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。）

（訳文の添付）

第十七条 〔同上〕

2 前項の規定は、市町村長が交付申請者から提示を受けるとされている書類について準用

て準用する。

(指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用)
 第二十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市についてこの命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四条第一号</p>	<p>法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長又は同条第二項若しくは第三項の規定により交付する市町村長</p>	<p>令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市長又は令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項若しくは第三項の規定により住所地区長若しくは附票管理区長</p>
<p>第四条第一号から第五号まで、第十三条及び第十六条第一項</p>	<p>交付市町村長等</p>	<p>交付市長等</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>第十六条第二項</p>	<p>交付市町村長等は</p>	<p>令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の措置をとるものとされた住所地区長若しくは附票管理区長又は令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項若しくは第三項の規定により住所地区長若しくは附票管理区長に代わって同条第一項第二号の措置をとる領事官若しくは市町村長(次項及び第十七条第二項において「住所地区長等」という。)は</p>
<p>交付市町村長等が</p>	<p>交付市町村長等が</p>	<p>交付市長等が</p>

する。

(指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用)
 第二十二条 〔同上〕

<p>第四条第一号</p>	<p>法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長(以下この条において単に「市町村長」という。)</p>	<p>令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市長(以下この条において単に「市長」という。)</p>
<p>第四条第一号ハ、第二号、第三号イ及びロ、第四号並びに第五号ロ 第五条</p>	<p>市町村長 のうち市町村長 市町村長 市町村の長(以下「住所地市町村長」)</p>	<p>市長 のうち市長 市の市長(以下「住所地市長」)</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>第十三条並びに第十六条 第一項第一号及び第二号 第十六条第二項</p>	<p>住所地市町村長 住所地市町村長は</p>	<p>住所地市長 交付申請者が記録されている住民基本台帳を作成した区長(以下「住所地区長」という。)は</p>
<p>住所地市町村長が</p>	<p>住所地市町村長が</p>	<p>住所地市長が</p>

第十六条第三項	交付市町村長等は	住所地区長等は
第十七条第二項	交付市町村長等 交付市町村長等	交付市長等 住所地区長等
附則第二条第二項	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長又は同条第二項若しくは第三項の規定により交付する市長及び町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市長及び町村長の措置をとるものとされた住所地区長若しくは附票管理区長又は令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項若しくは第三項の規定により住所地区長若しくは附票管理区長

附則

(住民基本台帳法の一部改正に伴う法第十六条の主務省令で定める書類等に関する経過措置)

第二条 「略」

2 住民基本台帳カードの交付を受けている者に対して法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長又は同条第二項若しくは第三項の規定により交付する市長及び町村長に代わつて同条第一項第二号の措置をとるものとされた領事官若しくは市町村長についての第四条、第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第四条第一号中「第一条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）、第一条」と、同条第二号及び第三号イ中「第一条」とあるのは「住民基本台帳カード、第一条」と、第十五条中「第四条」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第四条」と、第十六条第一項第一号中「第一条」とあるのは「住民基本台帳カード、第一条」とする。

[3 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第十六条第三項	住所都市町村長は	住所地区長は
第十七条第二項	住所都市町村長 市町村長	住所市長 住所地区長
附則第二条第二項	法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市長及び政令で定める措置をとるものとされた住所地区長

附則

(住民基本台帳法の一部改正に伴う法第十六条の主務省令で定める書類等に関する経過措置)

第二条 「同上」

2 住民基本台帳カードの交付を受けている者に対して法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長についての第四条、第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第四条第一号中「第一条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）、第一条」と、同条第二号及び第三号イ中「第一条」とあるのは「住民基本台帳カード、第一条」と、第十五条中「第四条」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第四条」と、第十六条第一項第一号中「第一条」とあるのは「住民基本台帳カード、第一条」とする。

[3 同上]

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報情報の提供等に関する命令の一部改正）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>改正後</p> <p>目次</p> <p>〔第一章〕第三章 略</p> <p>第四章 特定個人情報の提供</p> <p>〔第一節〕略</p> <p>第二節 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供（第四十一条―第五十二条）</p> <p>〔第五章〕第六章 略</p> <p>附則</p> <p>（機構への個人番号とすべき番号の生成の求めの方法）</p> <p>第四条 令第五条の規定による住民票コードの通知及び個人番号とすべき番号の生成の求めは、電子計算機によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p> <p>（検査用数字を算出する算式）</p> <p>第五条 令第六条の総務省令で定める算式は、次に掲げる算式とする。</p> <p>〔算式〕 略</p> <p>〔算式の符号〕 略</p> <p>（市町村長への個人番号とすべき番号の通知の方法）</p> <p>第六条 令第七条の規定による個人番号とすべき番号の通知は、電子計算機によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p> <p>（住民票に基づく個人番号カードの記載等）</p> <p>第十八条 第八条の規定は、住所都市町村長（国外転出者にあつては、附票管理市町村長。以下第二十八条第一項、第二十九条並びに第三十三条第三項及び第六項において同じ。）が個人番号カードに法第二条第七項の規定により記載されることとされている事項を記載し、又は同項に規定するカード記録事項を電磁的方法により記録する場合について準用する。ただし、個人番号カードが国外転出者に係る個人番号カード（以下第二十九条において「国外転出者向け個人番号カード」という。）である場合における第八条の規定の準用については、同条中「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と読み替えるものとする。</p> <p>（住所都市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することができる場合）</p> <p>第二十二条 法第十六条の二第二項の総務省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。</p> <p>〔一〕四 略</p> <p>五 交付申請者が児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育その他児童（十八歳に満たない者をいう。）の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれが</p>	<p>改正前</p> <p>目次</p> <p>〔第一章〕第三章 同上</p> <p>第四章 特定個人情報の提供</p> <p>〔第一節〕同上</p> <p>第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第四十一条―第五十二条）</p> <p>〔第五章〕第六章 同上</p> <p>附則</p> <p>（機構への個人番号とすべき番号の生成の求めの方法）</p> <p>第四条 令第七条の規定による住民票コードの通知及び個人番号とすべき番号の生成の求めは、電子計算機によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p> <p>（検査用数字を算出する算式）</p> <p>第五条 令第八条の総務省令で定める算式は、次に掲げる算式とする。</p> <p>〔算式〕 同上</p> <p>〔算式の符号〕 同上</p> <p>（市町村長への個人番号とすべき番号の通知の方法）</p> <p>第六条 令第九条の規定による個人番号とすべき番号の通知は、電子計算機によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p> <p>（住民票に基づく個人番号カードの記載等）</p> <p>第十八条 第八条の規定は、住所都市町村長が個人番号カードに法第二条第七項の規定により記載されることとされている事項を記載し、又は同項に規定するカード記録事項を電磁的方法により記録する場合について準用する。</p> <p>（住所都市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することができる場合）</p> <p>第二十二条 令第十三条第二項の総務省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。</p> <p>〔一〕四 同上</p> <p>五 交付申請者が児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育、懲戒その他児童（十八歳に満たない者をいう。）の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすお</p>
---	--

あり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

〔六 略〕

〔交付申請書の保存〕

第二十三条 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、法第十六条の二第一項の規定により作成した個人番号カードに係る交付申請書を、その受理した日から十五年間保存するものとする。

（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）

第二十三条の二 法第十六条の二第六項の総務省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

〔一〕五 略〕

（個人番号カードの作成）

第二十三条の三 機構は、令第十三条第一項又は第二項の規定により提出を受けた交付申請書に不備がないことを認めるときは、第三十四条に規定する個人番号カードに関する技術的基準に適合するように個人番号カードを作成するものとする。

（個人番号カードの有効期間）

第二十六条 個人番号カードの有効期間は、次の各号に掲げる個人番号カードの交付を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 個人番号カードの作成の日において十八歳以上の者 当該作成の日から当該作成の日後のその者の十回目の誕生日まで
- 二 個人番号カードの作成の日において十八歳未満の者 当該作成の日から当該作成の日後のその者の五回目の誕生日まで

〔2 略〕

（外国人住民に係る個人番号カードの有効期間の特例）

第二十七条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民（中长期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）以下「入管法」という。）第十九条の三に規定する中长期在留者をいう。以下この項において同じ。）のうち入管法別表第一の二の表の上欄の高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもって在留する者（以下この項及び次項第一号において「高度専門職第二号」という。）及び入管法別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者（以下この項及び次項第一号において「永住者」という。）並びに特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。次項第一号において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）に対し交付される個人番号カードの有効期間は、前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

中长期在留者（高度専門職

第二号及び永住者を除

個人番号カードの作成の日から入管法第十九条の三に規定する在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第

それがあり、かつ、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

〔六 同上〕

〔交付申請書の保存〕

第二十三条 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、法第十六条の二第一項の規定により発行した個人番号カードに係る交付申請書を、その受理した日から十五年間保存するものとする。

（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）

第二十三条の二 法第十六条の二第二項の総務省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

〔一〕五 同上〕

（個人番号カードの発行）

第二十三条の三 機構は、令第十三条第一項又は第二項の規定により提出を受けた交付申請書に不備がないことを認めるときは、第三十四条に規定する個人番号カードに関する技術的基準に適合するように個人番号カードを発行するものとする。

（個人番号カードの有効期間）

第二十六条 〔同上〕

- 一 個人番号カードの発行の日において十八歳以上の者 当該発行の日から当該発行の日後のその者の十回目の誕生日まで
- 二 個人番号カードの発行の日において十八歳未満の者 当該発行の日から当該発行の日後のその者の五回目の誕生日まで

〔2 同上〕

（外国人住民に係る個人番号カードの有効期間の特例）

第二十七条 〔同上〕

〔同上〕

個人番号カードの発行の日から入管法第十九条の三に規定する在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一

<p>住民基本台帳法第三十条の四十五の表に規定する一時庇護許可者又は仮滞在許可者</p> <p>住民基本台帳法第三十条の四十五の表に規定する出生による経過滞存者又は国籍喪失による経過滞存者</p>	<p>個人番号カードの作成の日から入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間を経過する日まで</p> <p>個人番号カードの作成の日から出生した日又は日本の国籍を失った日から六十日を経過する日まで</p>
--	---

2 個人番号カードの交付を受けた後に次の各号に掲げる場合に該当することとなった外国人住民は、前項の規定にかかわらず、住所地市町村長に対し、当該個人番号カードを提示して、当該個人番号カードの有効期間について、当該各号に定める期間とすることを求めることができる。

- 一 入管法第二十条の規定による在留資格の変更、入管法第二十一条の規定による在留期間の更新又は入管法第二十二条の規定による在留資格の取得等により適法に本邦に在留できる期間が延長された場合 個人番号カードの作成の日から延長された適法に本邦に在留できる期間の満了の日（前条第一項の規定が当該個人番号カードに適用されていたと仮定した場合における当該個人番号カードの有効期間が満了する日（以下この号及び次号において「仮定有効期間満了日」という。）が、当該延長された適法に本邦に在留できる期間の満了の日より早い場合又はその者が高度専門職第二号、永住者若しくは特別永住者となった場合には、仮定有効期間満了日）まで
- 二 入管法第二十条第六項（入管法第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなった場合 個人番号カードの作成の日から入管法第二十条第六項の規定により在留することができる期間の満了の日（仮定有効期間満了日）が、当該入管法第二十条第六項の規定により在留することができる期間の満了の日より早い場合には、仮定有効期間満了日）まで

〔3・4 略〕

（個人番号カードの再交付の申請等）

第二十八条 〔略〕

〔2・4 略〕

5 個人番号カードの再交付を受けた者は、紛失した個人番号カードを発見した場合には、その旨並びにその者の氏名及び住所を記載した書面を添えて、発見した個人番号カードを、住所地

<p>〔同上〕</p>	<p>年法律第七十九号）附則第七条第一項に規定する出入国在留管理庁長官が中長期在留者に対し、出入国港において在留カードを交付することができない場合にあっては、同項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券）に記載されている在留期間の満了の日まで</p> <p>個人番号カードの発行の日から入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間を経過する日まで</p> <p>個人番号カードの発行の日から出生した日又は日本の国籍を失った日から六十日を経過する日まで</p>
-------------	---

〔2 同上〕

- 一 入管法第二十条の規定による在留資格の変更、入管法第二十一条の規定による在留期間の更新又は入管法第二十二条の規定による在留資格の取得等により適法に本邦に在留できる期間が延長された場合 個人番号カードの発行の日から延長された適法に本邦に在留できる期間の満了の日（前条第一項の規定が当該個人番号カードに適用されていたと仮定した場合における当該個人番号カードの有効期間が満了する日（以下この号及び次号において「仮定有効期間満了日」という。）が、当該延長された適法に本邦に在留できる期間の満了の日より早い場合又はその者が高度専門職第二号、永住者若しくは特別永住者となった場合には、仮定有効期間満了日）まで
- 二 入管法第二十条第六項（入管法第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなった場合 個人番号カードの発行の日から入管法第二十条第六項の規定により在留することができる期間の満了の日（仮定有効期間満了日）が、当該入管法第二十条第六項の規定により在留することができる期間の満了の日より早い場合には、仮定有効期間満了日）まで

〔3・4 同上〕

（個人番号カードの再交付の申請等）

第二十八条 〔同上〕

〔2・4 同上〕

5 個人番号カードの再交付を受けた者は、紛失した個人番号カードを発見した場合には、その旨並びにその者の氏名及び住所を記載した書面を添えて、発見した個人番号カードを、住所地

市町村長に（国外転出者にあつては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に）遅滞なく返納しなければならない。

6 再交付される個人番号カードについて第二十六条の規定を適用する場合には、同条第一項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「再交付される個人番号カードの有効期間」と、「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」と、「個人番号カードの作成の日」とあるのは「再交付される個人番号カードの作成の日」と、同条第二項中「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」とする。

〔7 略〕

（個人番号カードの有効期間内の交付の申請等）

第二十九条 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が三月未満となつた場合、国外転出者向け個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が三月以上一年未満となつた場合又は追記欄の余白がなくなつた場合その他住所地市町村長が特に必要と認める場合には、第二十四条の規定にかかわらず、直接に又は住所地市町村長を経由して機構に対し、当該個人番号カードの有効期間内においても当該個人番号カードを提示して、新たな個人番号カードの交付を求めることができる。

〔2・3 略〕

（紛失した個人番号カードを発見した場合の届出）

第三十条 法第十七条第八項の規定による届出をした者は、紛失した個人番号カードを発見したとき（第二十八条第五項に規定する場合に該当して発見した個人番号カードを返納したときを除く。）は、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に（国外転出者にあつては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に）届け出なければならない。

（個人番号カードの失効）

第三十条の二 令第十四条第十号本文の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）が前条に規定する届出と併せて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条の二第二項（同条第四項及び第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えて準用する同法第三条第七項又は同法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えて準用する同法第二十二条第七項の規定により個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード利用者証明用電子証明書を記録する個人番号カードを、領事官を経由して附票管理市町村長に提出した場合
- 二 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）が第三十三条第七項の規定により、当該個人番号カードを領事官を経由して附票管理市町村長に提出した場合

令第十四条第十号ただし書の総務省令で定める期間は、九十日とする。

2] （返納命令を通知する方法）

第三十二条 令第十六条第二項の総務省令で定める方法は、電子メール（特定電子メールの適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをい

市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

6 再交付される個人番号カードについて第二十六条の規定を適用する場合には、同条第一項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「再交付される個人番号カードの有効期間」と、「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」と、「個人番号カードの発行の日」とあるのは「再交付される個人番号カードの発行の日」と、同条第二項中「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」とする。

〔7 同上〕

（個人番号カードの有効期間内の交付の申請等）

第二十九条 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が三月未満となつた場合又は追記欄の余白がなくなつた場合その他住所地市町村長が特に必要と認める場合には、第二十四条の規定にかかわらず、直接に又は住所地市町村長を経由して機構に対し、当該個人番号カードの有効期間内においても当該個人番号カードを提示して、新たな個人番号カードの交付を求めることができる。

〔2・3 同上〕

（紛失した個人番号カードを発見した場合の届出）

第三十条 法第十七条第五項の規定による届出をした者は、紛失した個人番号カードを発見したとき（第二十八条第五項に規定する場合に該当して発見した個人番号カードを返納したときを除く。）は、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

〔新設〕

（国外転出者に対する個人番号カードの還付）

第三十二条 市町村長は、令第十五条第三項の規定により個人番号カードの返納を受けた場合（令第十四条第一号に該当して個人番号カードの返納を受けた場合に限る。）においては、こ

う。)の送信による方法とする。

(個人番号カードの暗証番号)

第三十三条 令第十三条第四項本文、第五項又は第八項の規定により読み替えて準用する第五項の規定により交付申請者又はその法定代理人が個人番号カードの交付又は引渡しを受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、当該個人番号カードに四桁の数字からなる暗証番号(以下この条において「暗証番号」という。)を設定しなければならない。

2 令第十三条第四項ただし書の規定により交付申請者が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者は、暗証番号を住所地市町村長に(当該交付申請者が法第十六条の第二項の規定により住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出する場合にあつては、当該市町村長を経由して住所地市町村長に)届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

3 令第十三条第五項又は同条第八項の規定により読み替えて準用する同条第五項の規定により交付申請者の指定した者(当該交付申請者の法定代理人を除く。以下この項において同じ。)が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者の指定した者は、暗証番号を住所地市町村長に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

4 法第十六条の第二項の規定により戸籍の附票に記録されている者が個人番号カードを申請するときは、その者は、第一項の規定にかかわらず、暗証番号を附票管理市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該交付申請者が暗証番号を設定することが困難であると認められるときは、附票管理市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

5 略

6 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを利用するに当たり、住所地市町村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入力を求められたとき又は住所地市町村長以外の市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人から同法に規定する事務若しくはその処理する事務であつて同法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報又は附票本人確認情報の提供を求めることとされているものの遂行のため必要がある場合において暗証番号の入力を求められたときは、入力装置に暗証番号を入力しなければならない。

7 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの暗証番号の変更を希望する場合には、当該個人番号カードを住所地市町村長に(国外転出者にあつては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に)提出することができる。この場合において、住所地市町村長(国外転出者にあつては、附票管理市町村長)は、当該個人番号カードの暗証番号を変更し、これを返還しなければならない。

れに国外への転出により返納を受けた旨を表示し、当該個人番号カードを返納した者に還付するものとする。

2 前項の規定により市町村長が個人番号カードを還付したときは、令第十七条の規定により当該個人番号カードを廃棄したものとみなす。
(個人番号カードの暗証番号)

第三十三条 令第十三条第四項本文又は第五項の規定により交付申請者又はその法定代理人が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、当該個人番号カードに四桁の数字からなる暗証番号(以下この条において「暗証番号」という。)を設定しなければならない。

2 令第十三条第四項ただし書の規定により交付申請者が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者は、暗証番号を住所地市町村長(当該交付申請者が同条第二項の規定により交付申請書を提出する場合にあつては、住所地市町村長以外の市町村長を経由して住所地市町村長に)届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

3 令第十三条第五項の規定により交付申請者の指定した者(当該交付申請者の法定代理人を除く。以下この項において同じ。)が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者の指定した者は、暗証番号を住所地市町村長に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

〔新設〕

4 同上

5 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを利用するに当たり、住所地市町村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入力を求められたとき又は住所地市町村長以外の市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人から同法に規定する事務若しくはその処理する事務であつて同法の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることとされているものの遂行のため必要がある場合において暗証番号の入力を求められたときは、入力装置に暗証番号を入力しなければならない。

〔新設〕

において、当該通知の有効期間内に当該情報提供者による法第二十二條第一項の規定による利用特定個人情報の提供が行われることなく当該期間を経過したときは、当該期間を経過した日に法第二十一條第二項の規定による提供の求めがあつた旨の通知は、その効力を失う。

(情報提供者による利用特定個人情報の提供の方法等)

第四十六條 令第二十八條の規定による利用特定個人情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

2 法第二十一條第二項の規定による提供の求めがあつた旨の通知を受けた情報提供者は、当該通知の有効期間内に、速やかに、情報照会者に対し、法第二十二條第一項の規定による利用特定個人情報の提供をするものとする。

〔3 略〕

(情報提供等の記録等)

第四十七條 法第二十三條第一項第四号のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一 略〕

二 法第十九條第八号の規定による提供の求めが法第二十一條第二項に掲げる場合に該当する場合はその旨

〔三 略〕

〔2・3 略〕

(法第十九條第九号の規定による利用特定個人情報の提供)

四十八條 第四十一條から前条までの規定は、法第十九條第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による利用特定個人情報の提供について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
前条第一項第二号	第二十一條第二項	第二十六條において準用する	法第二十一條第二項
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

(利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任)

第四十九條 都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二百八十七條の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五條の一部事務組合にあつては、理事会。次項において同じ。)若しくは広域連合の長(同法第二百九十一條の十三において準用する同法第二百八十七條の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。次項において同じ。)又は被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六號)第六條第一項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援法人(次項及び次条第一項において「支援法人」という。)は、機構に、次に掲げる事務に係る法第二十三條第一項に規定する電子計算機及び法第二條第十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務(以下「利用特定個人情報の提供の求め等に係る

において、当該通知の有効期間内に当該情報提供者による法第二十二條第一項の規定による特定個人情報の提供が行われることなく当該期間を経過したときは、当該期間を経過した日に法第二十一條第二項の規定による提供の求めがあつた旨の通知は、その効力を失う。

(情報提供者による特定個人情報の提供の方法等)

第四十六條 令第二十八條の規定による特定個人情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

2 法第二十一條第二項の規定による提供の求めがあつた旨の通知を受けた情報提供者は、当該通知の有効期間内に、速やかに、情報照会者に対し、法第二十二條第一項の規定による特定個人情報の提供をするものとする。

〔3 同上〕

(情報提供等の記録等)

第四十七條 〔同上〕

〔一 同上〕

二 法第十九條第八号の規定による提供の求めが法第二十一條第二項各号に掲げる場合に該当する場合はその旨

〔三 同上〕

〔2・3 同上〕

(法第十九條第九号の規定による特定個人情報の提供)

四十八條 第四十一條から前条までの規定は、法第十九條第九号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
前条第一項第二号	第二十一條第二項各号	第二十六條において準用する	法第二十一條第二項各号
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

(特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任)

第四十九條 都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二百八十七條の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五條の一部事務組合にあつては、理事会。次項において同じ。)若しくは広域連合の長(同法第二百九十一條の十三において準用する同法第二百八十七條の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。次項において同じ。)又は被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六號)第六條第一項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援法人(次項及び次条第一項において「支援法人」という。)は、機構に、次に掲げる事務に係る法第二十三條第一項に規定する電子計算機及び法第二條第十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務(以下「特定個人情報の提供の求め等に係る電子

電子計算機の設置等関連事務」という。)を行わせることができる。

一 法第十九条第八号の規定による利用特定個人情報の提供の求め

二 法第二十二條第一項の規定による利用特定個人情報の提供

2 委任都道府県知事等(前項の規定により機構に利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者若しくは広域連合の長又は支援法人をいう。以下この節において同じ。)は、利用特定個人情報^イの提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わないものとする。

3 委任都道府県知事等は、第一項の規定により機構に利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

(交付金)

第五十条 委任都道府県知事等(支援法人を除く。)の統括する都道府県、市町村若しくは一部事務組合若しくは広域連合又は支援法人は、機構に対して、当該委任都道府県知事等又は当該支援法人が行わせることとした利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務(法第二十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。)に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

[2 略]

(利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任の解除)

第五十一条 委任都道府県知事等は、機構に利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を機構に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事等は、機構に利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせないこととしたときは、その日を公示しなければならない。

(委任都道府県知事等による利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の実施等)

第五十二条 委任都道府県知事等は、機構が天災その他の事由により利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合には、第四十九条第二項の規定にかかわらず、当該利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を行うものとする。

2 委任都道府県知事等は、前項の規定により利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を行うときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定により委任都道府県知事等が利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行うこととなった場合には、機構は、次に掲げる事務を行わなければならない。

一 引き継ぐべき利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を委任都道府県知事等に引き継ぐこと。

二 引き継ぐべき利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務に関する帳簿、書類、資材及び磁気ディスクを委任都道府県知事等に引き渡すこと。

[三 略]

計算機の設置等関連事務」という。)を行わせることができる。

一 法第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供の求め

二 法第二十二條第一項の規定による特定個人情報の提供

2 委任都道府県知事等(前項の規定により機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者若しくは広域連合の長又は支援法人をいう。以下この節において同じ。)は、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わないものとする。

3 委任都道府県知事等は、第一項の規定により機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

(交付金)

第五十条 委任都道府県知事等(支援法人を除く。)の統括する都道府県、市町村若しくは一部事務組合若しくは広域連合又は支援法人は、機構に対して、当該委任都道府県知事等又は当該支援法人が行わせることとした特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務(法第二十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。)に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

[2 同上]

(特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任の解除)

第五十一条 委任都道府県知事等は、機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を機構に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事等は、機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせないこととしたときは、その日を公示しなければならない。

(委任都道府県知事等による特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の実施等)

第五十二条 委任都道府県知事等は、機構が天災その他の事由により特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合には、第四十九条第二項の規定にかかわらず、当該特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を行うものとする。

2 委任都道府県知事等は、前項の規定により特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を行うときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定により委任都道府県知事等が特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行うこととなった場合には、機構は、次に掲げる事務を行わなければならない。

一 引き継ぐべき特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を委任都道府県知事等に引き継ぐこと。

二 引き継ぐべき特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務に関する帳簿、書類、資材及び磁気ディスクを委任都道府県知事等に引き渡すこと。

[三 同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	第三十三条第三項	住所都市町村長は	住所地区長は	住所地区長は
				第三十三条第四項	住所都市町村長は	住所地区長は	住所地区長は
				第三十三条第七項	住所都市町村長は	住所地区長は	住所地区長は
				第三十五条第一項第一号	住所都市町村長	住所地区長	住所地区長
				第三十五条第二項	委任市町村長	委任市町	委任市町
				第三十六条第二項及び第三項	市町村長	市長	市長
				第三十七条第一項	委任市町村長の統括する市町村	委任市長の統括する市(個人番号通知書に係る事務にあつては、当該市に属する区)	委任市長
					当該委任市町村長	当該委任市長	当該委任市長

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	第三十三条第三項	住所都市町村長は	住所地区長は	住所地区長は
				第三十三条第四項	住所都市町村長は	住所地区長は	住所地区長は
				第三十三条第七項	住所都市町村長は	住所地区長は	住所地区長は
				第三十五条第一項第一号	住所都市町村長	住所地区長	住所地区長
				第三十五条第二項	委任市町村長	委任市町	委任市町
				第三十六条第一項及び第三十八条	市町村長	市長	市長
				第三十七条第一項	委任市町村長の統括する市町村	委任市長の統括する市(個人番号通知書に係る事務にあつては、当該市に属する区)	委任市長
				第五十条第一項	市町村	当該委任市長	当該委任市長

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

目次

「第一章 略」

第二章 認証業務

「第一節 略」

第二節 利用者証明認証業務

「第一款 第三款 略」

第四款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第六十条

―第六十四条の十二―）

「第三章・第四章 略」

附則

（署名利用者符号及び署名利用者検証符号の対応）

第三条 法第二条第四項の規定による対応は、署名利用者符号及び署名利用者検証符号が住所
市町村長又は附票管理市町村長の使用に係る電子計算機又は移動端末設備（法第十六条の二第
一項に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）を用いて作成されることにより対応するも
のであることとする。

（署名利用者確認の際に提出する書類）

第五条 法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれか
の書類又は当該書類に相当する電磁的記録（法第三条第一項に規定する電磁的記録をいう。以
下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移
動端末設備の映像面であつて、市町村長が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記
録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求める
ことその他の住所市町村長が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下「映像面」とい
う。）の提示又は提出を求めることにより行うものとする。

「一・二 略」

2 住所市町村長は、法第三条第三項に規定する署名利用者確認を代理人を通じてするとき

は、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書
類の提示又は提出を求めるものとする。ただし、当該署名利用者確認が住民基本台帳法（昭和
四十二年法律第八十一号）第二十二条第一項の規定による届出、同法第二十三条の規定による
届出又は国外に転出する旨の同法第二十四条の規定による届出と併せて行われる場合であつ
て、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者又は法定代理人であるときは、第二号の
回答書の提示又は提出を求めることを要しない。

「一・二 略」

3 前二項の規定は、法第三条第十項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示
又は提出の求めについて準用する。この場合において、前二項中「住所市町村長」とあるの

「第一章 同上」

第二章 「同上」

「第一節 同上」

第二節 「同上」

「第一款 第三款 同上」

第四款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第六十条

―第六十四条の十一―）

「第三章・第四章 同上」

附則

（署名利用者符号及び署名利用者検証符号の対応）

第三条 法第二条第四項の規定による対応は、署名利用者符号及び署名利用者検証符号が住所
市町村長の使用に係る電子計算機又は移動端末設備（法第十六条の二第一項に規定する移動端
末設備をいう。以下同じ。）を用いて作成されることにより対応するものであることとする。

（署名利用者確認の際に提出する書類）

第五条 法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれか
の書類又は当該書類に相当する電磁的記録（法第三条第一項に規定する電磁的記録をいう。以
下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移
動端末設備の映像面であつて、市町村長が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記
録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求める
ことその他の市町村長が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下「映像面」という。）
の提示又は提出を求めることにより行うものとする。

「一・二 同上」

2 住所市町村長は、法第三条第三項に規定する署名利用者確認を代理人を通じてするとき

は、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書
類の提示又は提出を求めるものとする。ただし、当該署名利用者確認が住民基本台帳法（昭和
四十二年法律第八十一号）第二十二条第一項の規定による届出又は同法第二十三条の規定によ
る届出と併せて行われる場合であつて、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者又は
法定代理人であるときは、第二号の回答書の提示又は提出を求めることを要しない。

「一・二 同上」

「新設」

3 前二項の規定は、法第三条第十項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示
又は提出の求めについて準用する。この場合において、前二項中「住所市町村長」とあるの

は、「住所地市町村長以外の市町村長」と読み替えるものとする。

4|| 第一項及び第二項の規定は、法第三条の二第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

5|| 第一項及び第二項の規定は、法第三条の二第四項において準用する同条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「附票管理市町村長以外の市町村長」と読み替えるものとする。

6|| 第一項及び第二項の規定は、法第三条の二第六項において準用する同条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「領事官」と読み替えるものとする。

7|| 第一項及び第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九条第一項の申請」と読み替えるものとする。

8|| 第一項及び第二項（第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九条第一項の申請」と読み替えるものとする。

9|| 第一項及び第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

10|| 第一項及び第二項（第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定は、法第十条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出

【新設】

【新設】

3|| 前二項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び前項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九条第一項の申請」と読み替えるものとする。

【新設】

4|| 第一項及び第二項の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

【新設】

<p>者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。</p> <p>(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等)</p> <p>第六条 法第三条第四項(同条第十項及び法第三条の第二項(同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣及び総務大臣(以下「主務大臣」という。)が定める。</p>	<p>(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等)</p> <p>第六条 法第三条第四項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣及び総務大臣(以下「主務大臣」という。)が定める。</p>
<p>2 申請者は、法第三条第四項の規定により住所地市町村長(申請者が国外転出者である場合にあっては、附票管理市町村長。次項及び第十条において同じ。)が個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。</p> <p>〔3 略〕</p> <p>(機構への通知)</p> <p>第八条 法第三条第五項(同条第十項及び法第三条の第二項(同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知は、これらを暗号化して行うものとする。</p>	<p>2 申請者は、法第三条第四項の規定により住所地市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>(機構への通知)</p> <p>第八条 法第三条第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知は、これらを暗号化して行うものとする。</p>
<p>2 前項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第五項(同条第十項において準用する場合を含む。第四項において同じ。)の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>3 第一項の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の第二項において準用する法第三条第五項(第三条の第二項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。)の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>4 第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第五項の規定による届出書の内容の機構への通知について準用する。</p> <p>5 第一項の規定は、法第十条第三項において準用する法第三条の第二項において準用する法第三条第五項の規定による届出書の内容の機構への通知について準用する。</p> <p>(個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法等)</p> <p>第九条 法第三条第六項(同条第十項及び法第三条の第二項(同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>(個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法等)</p> <p>第九条 法第三条第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p>
<p>2 法第三条第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の住所地市町村長又は附票管理市町村長への通知は、これを暗号化して行うものとする。</p>	<p>2 法第三条第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の住所地市町村長への通知は、これを暗号化して行うものとする。</p>

(個人番号カード用署名用電子証明書の提供に係る手続)

第十条 法第三条第七項(同条第十項及び法第三条の二第二項(同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により住所地市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するとき、次に掲げる措置を行うものとする。

「一〇三 略」

(申請書の内容等の通知の方法)

第十一条 法第三条第八項(同条第十項及び法第三条の二第二項(同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用署名用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2|| 前項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第八項(同条第十項において準用する場合を含む。第四項において同じ。))の規定による申請書の内容の通知について準用する。

3|| 第一項の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第八項(第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。))の規定による申請書の内容の通知について準用する。

4|| 第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第八項の規定による届出書の内容の通知について準用する。

5|| 第一項の規定は、法第十条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第八項の規定による届出書の内容の通知について準用する。

(住民基本台帳に記録されている者の利便及び迅速な個人番号カード用署名用電子証明書の提供に資する事情)

第十一条の二 法第三条第九項に規定する総務省令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号及び第四十七条の二第一項第一号において同じ。))が当該法人の事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて二以上の法第三条第九項に規定する同条第一項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。))に係る同条第十項において読み替えて準用する同条第二項に規定する申請書を取りまとめることができること。

二 申請者が東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第四十七条の二第一項第二号において同じ。))の影響により当該申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村(特別区を含む。以下この条及び第四十七条の二第一項において「住所地市町村」という。))の区域外に避難することを余儀なくされていること。

三 申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第二項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体

(個人番号カード用署名用電子証明書の提供に係る手続)

第十条 法第三条第七項の規定により住所地市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するとき、次に掲げる措置を行うものとする。

「一〇三 同上」

(申請書の内容等の通知の方法)

第十一条 法第三条第八項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用署名用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

に危害を受けるおそれがあり、かつ、住所地市町村の区域外に居住していること。

四 申請者がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受け、かつ、更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、住所地市町村の区域外に居住していること。

五 申請者が児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育その他児童（十八歳に満たない者）をいう。第四十七条の二第二項第五号において同じ。）の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれがあり、かつ、住所地市町村の区域外に居住していること。

六 第二号から前号までに掲げる事情に準ずると住所地市町村長が認める事情があること。

2| 前項の規定は、法第三条の二第三項に規定する総務省令で定める事情について準用する。この場合において、前項第一号中「第三条第九項」とあるのは「第三条の二第三項」と、「同条第十項において読み替えて準用する同条第二項」とあるのは「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項」と、同項第二号中「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村」とあるのは「附票管理市町村」と、同項第三号から第五号までの規定中「住所地市町村」とあるのは「附票管理市町村」と、同項第六号中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

3| 第一項の規定は、法第九条第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものを除く。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第三条第九項に規定する同条第一項」とあるのは「第九条第一項」と、「同条第十項」とあるのは「同条第二項において準用する法第三条第十項」と読み替えるものとする。

4| 第二項の規定により読み替えて準用する第一項の規定は、法第九条第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものに限る。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第三条の二第三項に規定する同条第一項」とあるのは「第九条第一項」と、「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えて準用する法第三条の二第四項の規定により読み替えて準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

5| 第一項の規定は、法第十条第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものを除く。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第三条第九項に規定する同条第一項の申請」とあるのは「第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「同条第十項」とあるのは「同条第二項において準用する法第三条第十項」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第二号から第五号までの規定中「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

6| 第二項の規定により読み替えて準用する第一項の規定は、法第十条第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものに限る。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第三条の二第三項に規定する同条第一項の申請」とあるのは「第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「同条第四項において読み

替えて準用する同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えて準用する法第三条の二第四項の規定により読み替えて準用する同条第二項」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第二号から第五号までの規定中「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の管理の方法)

第十二条 法第四条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

一 法第三条第四項(同条第十項及び法第三条の二第二項(同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の記録された同項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

〔二 略〕

(個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間)

第十三条 法第五条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

一 発行の日後の申請者の五回目(申請者が発行を受けている個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第九条第一項の規定による当該個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請並びに法第三条第一項及び法第三条の二第二項の規定による新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けるときにあつては、六回目)の誕生日

〔二・三 略〕

(個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法)

第十六条 法第九条第四項の規定による同条第一項の個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があつた旨の届出の通知の方法)

第十六条の二 法第十条第四項の規定による同条第一項の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があつた旨の届出の通知は、これを暗号化して行うものとする。

(個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例)

第十七条 法第三条第四項(同条第十項及び法第三条の二第二項(同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第九項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号に係る署名利用者による法第十条第一項の規定による法第三条第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があつたものとみなす。

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の管理の方法)

第十二条 〔同上〕

一 法第三条第四項の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の記録された同項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

〔二 同上〕

(個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間)

第十三条 〔同上〕

一 発行の日後の申請者の五回目(申請者が発行を受けている個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第九条第一項の規定による当該個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請及び法第三条第一項の規定による新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けるときにあつては、六回目)の誕生日

〔二・三 同上〕

(個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法)

第十六条 法第九条第三項の規定による同条第一項の個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があつた旨の届出の通知の方法)

第十六条の二 法第十条第三項の規定による同条第一項の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があつた旨の届出の通知は、これを暗号化して行うものとする。

(個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例)

第十七条 法第三条第四項の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第六項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者による法第十条第一項の規定による法第三条第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があつたものとみなす。

(利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検査符号の対応)

第三十九条 法第二条第五項の規定による対応は、利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検査符号が住所都市町村長又は附票管理市町村長の使用に係る電子計算機又は移動端末設備を用いて作成されることにより対応するものであることとする。

(利用者証明利用者確認の際に提出する書類)

第四十一条 [略]

2 住所都市町村長は、法第二十二條第三項に規定する利用者証明利用者確認を代理人を通じてするときは、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。ただし、当該利用者証明利用者確認が住民基本台帳法第二十二條第一項の規定による届出、同法第二十三條の規定による届出又は国外に転出する旨の同法第二十四條の規定による届出と併せて行われる場合であつて、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者又は法定代理人であるときは、第二号の回答書の提示又は提出を求めることを要しない。

〔一・二 略〕

3 前二項の規定は、法第二十二條第十項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、前二項中「住所都市町村長」とあるのは、「住所都市町村長以外の市町村長」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第二十二條の二第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所都市町村長」とあるのは、「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、法第二十二條の二第四項において準用する同条第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所都市町村長」とあるのは、「附票管理市町村長以外の市町村長」と読み替えるものとする。

6 第一項及び第二項の規定は、法第二十二條の二第六項において準用する同条第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所都市町村長」とあるのは、「領事官」と読み替えるものとする。

7 第一項及び第二項(第三項において準用する場合を含む。)の規定は、法第二十八條第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第二十八條第一項の申請」と読み替えるものとする。

8 第一項及び第二項(第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)の規定は、法第二十八條第三項において準用する法第二十二條の二第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第二十八條第一項の申請」と読み替えるものとする。

(利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検査符号の対応)

第三十九条 法第二条第五項の規定による対応は、利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検査符号が住所都市町村長の使用に係る電子計算機又は移動端末設備を用いて作成されることにより対応するものであることとする。

(利用者証明利用者確認の際に提出する書類)

第四十一条 [同上]

2 住所都市町村長は、法第二十二條第三項に規定する利用者証明利用者確認を代理人を通じてするときは、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。ただし、当該利用者証明利用者確認が住民基本台帳法第二十二條第一項の規定による届出又は同法第二十三條の規定による届出と併せて行われる場合であつて、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者又は法定代理人であるときは、第二号の回答書の提示又は提出を求めることを要しない。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

3 前二項の規定は、法第二十八條第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び前項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第二十八條第一項の申請」と読み替えるものとする。

〔新設〕

9) 第一項及び第二項(第三項において準用する場合を含む。)の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二号中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

10) 第一項及び第二項(第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)の規定は、法第二十九条第三項において準用する法第二十二條の二第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二号中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

(個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検査符号の作成の方法等)

第四十二條 法第二十二條第四項(同條第十項及び法第二十二條の二第二項(同條第四項及び第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の規定による個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検査符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検査符号の作成の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

2 申請者は、法第二十二條第四項の規定により住所都市町村長(申請者が国外転出者である場合にあつては、附票管理市町村長。次項及び第四十六條において同じ。)が個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検査符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。

[3] 略

(機構への通知)

第四十四條 法第二十二條第五項(同條第十項及び法第二十二條の二第二項(同條第四項及び第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検査符号の機構へ

4) 第一項及び第二項の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二号中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

[新設]

(個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検査符号の作成の方法等)

第四十二條 法第二十二條第四項の規定による個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検査符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検査符号の作成の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

2 申請者は、法第二十二條第四項の規定により住所都市町村長(個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検査符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。

[3] 同上

(機構への通知)

第四十四條 法第二十二條第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検査符号の機構への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

の通知は、これらを暗号化して行うものとする。

2|| 前項の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二條第五項（同条第十項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

3|| 第一項の規定は、法第二十八條第三項において準用する法第二十二條の二第二項において準用する法第二十二條第五項（第二十二條の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

4|| 第一項の規定は、法第二十九條第二項において準用する法第二十二條第五項の規定による届出書の内容の機構への通知について準用する。

5|| 第一項の規定は、法第二十九條第三項において準用する法第二十二條の二第二項において準用する法第二十二條第五項の規定による届出書の内容の機構への通知について準用する。

（個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の方法等）

第四十五條 法第二十二條第六項（同条第十項及び法第二十二條の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機
の操作によるものとし、個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の方法に関する技術
的基準については、総務大臣が定める。

2 法第二十二條第六項の規定による個人番号カード利用者証明用電子証明書の住所地市町村
長又は附票管理市町村長への通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カード利用者証明用電子証明書の提供に係る手続）

第四十六條 法第二十二條第七項（同条第十項及び法第二十二條の二第二項（同条第四項及び第
六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により住所地市
町村長が個人番号カード利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措
置を行うものとする。

〔一〕三 略〕

（申請書の内容等の通知の方法）

第四十七條 法第二十二條第八項（同条第十項及び法第二十二條の二第二項（同条第四項及び第
六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による申請書の
内容及び個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並
びに個人番号カード利用者証明用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、
電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2|| 前項の規定は、法第二十八條第二項において準用する法第二十二條第五項（同条第十項にお
いて準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知
について準用する。

3|| 第一項の規定は、法第二十八條第三項において準用する法第二十二條の二第二項において準
用する法第二十二條第五項（第二十二條の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。
第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

4|| 第一項の規定は、法第二十九條第二項において準用する法第二十二條第五項の規定による届

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

（個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の方法等）

第四十五條 法第二十二條第六項の規定による個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行
は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード利用者証明用電子
証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 法第二十二條第六項の規定による個人番号カード利用者証明用電子証明書の住所地市町村
長への通知は、これを暗号化して行うものとする。

（個人番号カード利用者証明用電子証明書の提供に係る手続）

第四十六條 法第二十二條第七項の規定により住所地市町村長が個人番号カード利用者証明用
電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

〔一〕三 同上〕

（申請書の内容等の通知の方法）

第四十七條 法第二十二條第八項の規定による申請書の内容及び個人番号カード利用者証明用
電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに個人番号カード利用者証明用電子
証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関す
る技術的基準については、総務大臣が定める。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

出書の内容の機構への通知について準用する。

5| 第一項の規定は、法第二十九条第三項において準用する法第二十二條の二第二項において準用する法第二十二條第五項の規定による届出書の内容の機構への通知について準用する。

(住民基本台帳に記録されている者の利便及び迅速な個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に資する事情)

第四十七條の二 法第二十二條第九項に規定する総務省令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 法人が当該法人の事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて二以上の法第二十二條第九項に規定する同条第一項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)に係る同条第十項において読み替えて準用する同条第二項に規定する申請書を取りまとめることができること。

二 申請者が東日本大震災の影響により住所地市町村の区域外に避難することを余儀なくされてくること。

三 申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第二項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、住所地市町村の区域外に居住していること。

四 申請者がストーカー行為等の規制等に関する法律第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受け、かつ、更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、住所地市町村の区域外に居住していること。

五 申請者が児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育その他児童の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれがあり、かつ、住所地市町村の区域外に居住していること。

六 第二号から前号までに掲げる事情に準ずると住所地市町村長が認める事情があること。

2| 前項の規定は、法第二十二條の二第三項に規定する総務省令で定める事情について準用する。この場合において、前項第一号中「第二十二條第九項」とあるのは「第二十二條の二第三項」と、「同条第十項において読み替えて準用する同条第二項」とあるのは「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二條第二項」と、同項第二号中「住所地市町村」とあるのは「附票管理市町村」と、同項第三号から第五号までの規定中「住所地市町村」とあるのは「附票管理市町村」と、同項第六号中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

3| 第一項の規定は、法第二十八條第一項に規定する総務省令で定める事情(国外転出者である署名利用者に係るものを除く。)について準用する。この場合において、第一項第一号中「第二十二條第九項に規定する同条第一項」とあるのは「第二十八條第一項」と、「同条第十項」とあるのは「同条第二項において準用する法第二十二條第十項」と読み替えるものとする。

4| 第二項の規定により読み替えて準用する第一項の規定は、法第二十八條第一項に規定する総務省令で定める事情(国外転出者である署名利用者に係るものに限り。)について準用する。この場合において、第一項第一号中「第二十二條の二第三項に規定する同条第一項」とあるの

[新設]

[新設]

は「第二十八条第一項」と、「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えて準用する法第二十二條の二第四項の規定により読み替えて準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は、法第二十九條第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものを除く。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第二十二條第九項に規定する同条第一項の申請」とあるのは「第二十九條第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「同条第十項」とあるのは「同条第二項において準用する法第二十二條第十項」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第二号から第五号までの規定中「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

6 第二項の規定により読み替えて準用する第一項の規定は、法第二十九條第一項に規定する総務省令で定める事情（国外転出者である署名利用者に係るものに限る。）について準用する。この場合において、第一項第一号中「第二十二條の二第三項に規定する同条第一項の申請」とあるのは「第二十九條第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えて準用する法第二十二條の二第四項の規定により読み替えて準用する同条第二項」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第二号から第五号までの規定中「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

（個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子符号の管理の方法）

第四十八條 法第二十三條の規定による個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

一 法第二十二條第四項（同条第十項及び法第三條の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子符号の記録された同項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

〔二 略〕

（個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間）

第四十九條 法第二十四條に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間は、個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

一 発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第二十八條第一項の規定による当該個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求めると旨の申請並びに法第二十二條第一項及び法第二十二條の二第一項の規定による新たな個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けるときにあつては、六回目）の誕生日

〔二 略〕

（個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法）

（個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子符号の管理の方法）

第四十八條 〔同上〕
一 法第二十二條第四項の規定により個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子符号の記録された同項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

〔二 同上〕

（個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間）

第四十九條 〔同上〕
一 発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第二十八條第一項の規定による当該個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求めると旨の申請及び法第二十二條第一項の規定による新たな個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行を受けるときにあつては、六回目）の誕生日

〔二 同上〕

（個人番号カード利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知の方法）

第五十二条 法第二十八条第四項の規定による同条第一項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとする。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書の漏えい等があった旨の届出の通知の方法)

第五十二条の二 法第二十九条第四項の規定による同条第一項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書の漏えい等があった場合の届出の通知は、これを暗号化して行うものとする。

(個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例)

第五十三条 法第二十二條第四項(同条第十項及び法第三條の二第二項(同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七條第九項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書の利用に必要となる事項を記載し、当該個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があつたものとみなす。

(電子証明が行われない場合における通知された個人番号カード用利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置)

第六十四条の十二 法第三十八條の四第二項に規定する主務省令で定める措置は、利用者証明利用者からの利用者証明検証者に対する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知に用いられた個人番号カードに記録された個人番号カード真正証明検証符号(当該利用者証明利用者が当該個人番号カードが真正なものであることを証明するために用いる符号であつて当該個人番号カードに記録されたもの(以下この項において「個人番号カード真正証明符号」という。))と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応する符号であつて、当該個人番号カードが真正なものであることの証明が当該個人番号カード真正証明符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。)により個人番号カード真正証明符号を用いて当該個人番号カードが真正なものであることの証明が行われたことを確認することとする。

2 前項の確認は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。

一 利用者証明利用者が、利用者証明検証者の職員(当該利用者証明検証者が適当と認める者を含む。次号において同じ。)との対面により個人番号カード用利用者証明用電子証明書を通知する場合

二 利用者証明利用者が利用者証明検証者の管理する場所(これに準ずる場所として当該利用者証明検証者が適当と認める場所を含む。))において個人番号カード用利用者証明用電子証明書を通知する場合であつて、当該利用者証明検証者の職員が当該通知が行われた際の当該場所の状況を確認できるとき。

(認証業務関連事務の委任)

第六十五条 市町村長(特別区の区長を含む。次項において同じ。)は、機構に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号

第五十二条 法第二十八条第三項の規定による同条第一項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の通知は、これを暗号化して行うものとする。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書の漏えい等があった旨の届出の通知の方法)

第五十二条の二 法第二十九条第三項の規定による同条第一項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書の漏えい等があった場合の届出の通知は、これを暗号化して行うものとする。

(個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例)

第五十三条 法第二十二條第四項の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七條第六項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書の利用に必要となる事項を記載し、当該個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があつたものとみなす。

〔新設〕

(認証業務関連事務の委任)

第六十五条 〔同上〕

カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務と併せて、法第二条第三項に規定する認証業務のうち次に掲げる事務（以下「認証業務関連事務」という。）を行わせることができる。

一 法第三条第二項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する申請者又は法第二十二条第二項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する申請者が併せて個人番号カードの交付を申請する場合における次に掲げる事務

〔イ・ロ 略〕

ハ 次に掲げる事務に係る電子計算機の設置、管理及び運用

(1) 法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(2) 法第三条第七項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の個人番号カードへの記録

(3) 法第二十二条第四項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による個人番号カード利用者証明書に係る利用者証明書利用者符号及び利用者証明書検証符号の個人番号カードへの記録

(4) 法第二十二条第七項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による個人番号カード利用者証明書に係る個人番号カードへの記録

二 個人番号カード用署名用電子証明書発行通知書（法第三条第七項の規定により個人番号カードに記録した個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するため、市町村長が当該申請者に対して当該市町村（特別区を含む。以下この条及び第六十七条第一項において同じ。）の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次条第一項第一号において同じ。）及び個人番号カード利用者証明書発行通知書（法第二十二条第七項の規定により個人番号カードに記録した個人番号カード利用者証明書発行通知書を申請者に提供するため、市町村長が当該申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。同号において同じ。）の作成

〔二〇四 略〕

五 個人番号カード利用者証明書用電子証明書の暗証番号の初期化の申請の受付及び利用者証明書利用者の確認

一 法第三条第二項に規定する申請者又は法第二十二条第二項に規定する申請者が併せて個人番号カードの交付を申請する場合における次に掲げる事務

〔イ・ロ 同上〕
〔ハ 同上〕

(1) 法第三条第四項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(2) 法第三条第七項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の個人番号カードへの記録

(3) 法第二十二条第四項の規定による個人番号カード利用者証明書に係る利用者証明書利用者符号及び利用者証明書検証符号の個人番号カードへの記録

(4) 法第二十二条第七項の規定による個人番号カード利用者証明書に係る個人番号カードへの記録

二 個人番号カード用署名用電子証明書発行通知書（法第三条第七項の規定により個人番号カードに記録した個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村（特別区を含む。以下この条及び第六十七条第一項において同じ。）の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次条第一項第一号において同じ。）及び個人番号カード利用者証明書発行通知書（法第二十二条第七項の規定により個人番号カードに記録した個人番号カード利用者証明書発行通知書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。同号において同じ。）の作成

〔二〇四 同上〕

〔新設〕

六
〔2・3 略〕

五
〔2・3 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この命令は、令和六年五月二十七日から施行する。